様式第５号（第５条関係）　　（表）

個人情報ファイル簿・条例個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td colspan="6">□個人情報ファイル簿（単票）個人情報の本人の数が 1,000 人以上・・・・・ア
■条例個人情報ファイル簿（単票）個人情報の本人の数が 1,000 人未満・・・イ</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報ファイルの名称</td><td colspan="4">職員等の採用・選考・専任等に関する事務</td></tr>
<tr><td colspan="2">区分及び年月日</td><td colspan="2">■作成
□変更</td><td colspan="2">令和５年４月１日</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施機関</td><td colspan="4">香川県後期高齢者医療広域連合事務局</td></tr>
<tr><td colspan="2">主管課の名称</td><td colspan="2">総務課　総務グループ</td><td>事務登録番号</td><td>□ア－
■イ－１</td></tr>
<tr><td colspan="2">利用目的</td><td colspan="4">職員等の採用に係る名簿作成のため</td></tr>
<tr><td rowspan="5">記録項目</td><td>基本的事項</td><td colspan="4">■氏名　■住所　■性別　■生年月日　■年齢　□本籍　□国籍
□婚姻　■電話番号　□個人番号※　□識別番号（個人番号※を除く。）　□続柄　□家族状況
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>経歴、成績等</td><td colspan="4">■学歴　■成績　■職業　■職位　■資格　■賞罰
■その他（成績・評価）</td></tr>
<tr><td>心身</td><td colspan="4">□身体の状況　□障害の状況　□傷病歴　□検診記録
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>財産的状況等</td><td colspan="4">□所得・収入　□課税・納税状況　□資産状況　□公的扶助
□口座番号　□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="4">□親族　□社会的活動　□趣味・し好
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">記録範囲</td><td colspan="4">各市町からの派遣職員、会計年度任用職員</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">記録情報の収集方法</td><td colspan="4">■本人から　　■本人以外から</td></tr>
<tr><td>本人以外から収集する根拠</td><td colspan="3">□法令等　□本人同意　□緊急性
■その他（市町への依頼に基づく）</td></tr>
<tr><td>収集先</td><td colspan="3">□住民基本台帳　■本広域連合の機関
■国・都道府県・他の市区町村
□他の公共団体・公共的団体　□民間企業・民間団体
□調査　□刊行物等
□その他（　　）</td></tr>
</table>

（裏）

要配慮個人情報	□含む ■含まない	□人種　□信条　□社会的身分　□病歴 □犯罪の経歴　□犯罪により害を被った事実 □心身の機能の障害　□健康診断等の結果 □医師等による指導又は診療若しくは調剤 □刑事事件に関する手続 □少年の保護事件に関する手続
記録情報の経常的提供先	なし	
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）香川県後期高齢者医療広域連合 （所在地）〒７６０－００６６ 高松市福岡町二丁目３番２号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	（特別の手続が定められている場合） ② 該当する記録項目に付した番号 ②当該法令の条項（法令番号を含む。）	
個人情報ファイルの種別	□電算処理ファイル（条例第２条第１項第１号） 上記ファイルと同内容の手作業ファイル □有　□無 ■手作業処理ファイル（条例第２条第１項第２号）	
備考		

※　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第８項に規定する個人番号をいう。

様式第５号（第５条関係）　　（表）

個人情報ファイル簿・条例個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td colspan="5">□個人情報ファイル簿（単票）個人情報の本人の数が 1,000 人以上・・・・・ア
■条例個人情報ファイル簿（単票）個人情報の本人の数が 1,000 人未満・・・イ</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報ファイルの名称</td><td colspan="3">懇話会に関する事務</td></tr>
<tr><td colspan="2">区分及び年月日</td><td>■作成
□変更</td><td colspan="2">令和５年　４月　１日</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施機関</td><td colspan="3">香川県後期高齢者医療広域連合事務局</td></tr>
<tr><td colspan="2">主管課の名称</td><td>総務課　総務グループ</td><td>事務登録番号</td><td>□ア－
■イ－２</td></tr>
<tr><td colspan="2">利用目的</td><td colspan="3">懇話会委員選出及び名簿等作成のため</td></tr>
<tr><td rowspan="5">記録項目</td><td>基本的事項</td><td colspan="3">■氏名　■住所　■性別　■生年月日　■年齢　□本籍　□国籍
□婚姻　■電話番号　□個人番号※　□識別番号（個人番号※を除く。）　□続柄　□家族状況
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>経歴、成績等</td><td colspan="3">□学歴　□成績　□職業　■職位　■資格　■賞罰
■その他（職歴、地位、所属団体　　）</td></tr>
<tr><td>心身</td><td colspan="3">□身体の状況　□障害の状況　□傷病歴　□ 検診記録
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>財産的状況等</td><td colspan="3">□所得・収入　□課税・納税状況　□資産状況　□公的扶助
□口座番号　□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="3">□親族　□社会的活動　□趣味・し好
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">記録範囲</td><td colspan="3">懇話会委員公募による申込者、あて職による委員選出者</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">記録情報の収集方法</td><td colspan="3">■本人から　　■本人以外から</td></tr>
<tr><td>本人以外から収集する根拠</td><td colspan="2">□法令等　□本人同意　□緊急性
■その他（所属団体へ依頼　　）</td></tr>
<tr><td>収集先</td><td colspan="2">□住民基本台帳　□本広域連合の機関
□国・都道府県・他の市区町村
■他の公共団体・公共的団体　■民間企業・民間団体
□調査　□刊行物等
□その他（　　）</td></tr>
</table>

（裏）

要配慮個人情報	□含む ■含まない	□人種　□信条　□社会的身分　□病歴 □犯罪の経歴　□犯罪により害を被った事実 □心身の機能の障害　□健康診断等の結果 □医師等による指導又は診療若しくは調剤 □刑事事件に関する手続 □少年の保護事件に関する手続
記録情報の経常的提供先	なし	
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）香川県後期高齢者医療広域連合 （所在地）〒７６０－００６６ 高松市福岡町二丁目３番２号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	（特別の手続が定められている場合） ② 該当する記録項目に付した番号 ②当該法令の条項（法令番号を含む。）	
個人情報ファイルの種別	□電算処理ファイル（条例第２条第１項第１号） 上記ファイルと同内容の手作業ファイル □有　□無 ■手作業処理ファイル（条例第２条第１項第２号）	
備考		

※　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第８項に規定する個人番号をいう。

様式第５号（第５条関係）　　（表）

個人情報ファイル簿・条例個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td colspan="6">□個人情報ファイル簿（単票）個人情報の本人の数が 1,000 人以上・・・・・ア
■条例個人情報ファイル簿（単票）個人情報の本人の数が 1,000 人未満・・・イ</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報ファイルの名称</td><td colspan="4">財務会計に関する事務</td></tr>
<tr><td colspan="2">区分及び年月日</td><td colspan="2">■作成
□変更</td><td colspan="2">令和　５年　４月　１日</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施機関</td><td colspan="4">香川県後期高齢者医療広域連合事務局</td></tr>
<tr><td colspan="2">主管課の名称</td><td>総務課　総務グループ</td><td>事務登録番号</td><td colspan="2">□ア－
■イ－３</td></tr>
<tr><td colspan="2">利用目的</td><td colspan="4">公金の収納・支払のため</td></tr>
<tr><td rowspan="5">記録項目</td><td>基本的事項</td><td colspan="4">■氏名　■住所　□性別　□生年月日　□年齢　□本籍　□国籍
□婚姻　■電話番号　□個人番号※　□識別番号（個人番号※を除く。）　□続柄　□家族状況
■その他（印影）</td></tr>
<tr><td>経歴、成績等</td><td colspan="4">□学歴　□成績　□職業　■職位　□資格　□賞罰
□その他（地位、役職　　）</td></tr>
<tr><td>心身</td><td colspan="4">□身体の状況　□障害の状況　□傷病歴　□ 検診記録
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>財産的状況等</td><td colspan="4">□所得・収入　□課税・納税状況　□資産状況　□公的扶助
■口座番号　□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="4">□親族　□社会的活動　□趣味・し好
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">記録範囲</td><td colspan="4">収入・支出に係る債権者及び債権者</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">記録情報の収集方法</td><td colspan="4">■本人から　　■本人以外から</td></tr>
<tr><td>本人以外から収集する根拠</td><td colspan="3">■法令等　■本人同意　□緊急性
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>収集先</td><td colspan="3">□住民基本台帳　□本広域連合の機関
■国・都道府県・他の市区町村
■他の公共団体・公共的団体　■民間企業・民間団体
□調査　□刊行物等
□その他（　　）</td></tr>
</table>

（裏）

<table>
<tr><td>要　配　慮
個　人　情　報</td><td>□含む

■含まない</td><td colspan="2">□人種　□信条　□社会的身分　□病歴
□犯罪の経歴　□犯罪により害を被った事実
□心身の機能の障害　□健康診断等の結果
□医師等による指導又は診療若しくは調剤
□刑事事件に関する手続
□少年の保護事件に関する手続</td></tr>
<tr><td>記録情報の
経常的提供先</td><td colspan="3">なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">開示等請求を受理する
組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）香川県後期高齢者医療広域連合
（所在地）〒７６０－００６６
高松市福岡町二丁目３番２号</td></tr>
<tr><td colspan="2">訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">（特別の手続が定められている場合）
①該当する記録項目に付した番号
②当該法令の条項（法令番号を含む。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報ファイルの
種別</td><td colspan="2">□電算処理ファイル（条例第２条第１項第１号）
上記ファイルと同内容の手作業ファイル
□有　□無

■手作業処理ファイル（条例第２条第１項第２号）</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

※　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第８項に規定する個人番号をいう。

様式第５号（第５条関係）　　（表）

個人情報ファイル簿・条例個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td colspan="6">□個人情報ファイル簿（単票）個人情報の本人の数が 1,000 人以上・・・・・ア
■条例個人情報ファイル簿（単票）個人情報の本人の数が 1,000 人未満・・・イ</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報ファイルの名称</td><td colspan="4">選挙管理委員会委員に関する事務</td></tr>
<tr><td colspan="2">区分及び年月日</td><td colspan="2">■作成
□変更</td><td colspan="2">令和　５年　４月　１日</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施機関</td><td colspan="4">香川県後期高齢者医療広域連合事務局</td></tr>
<tr><td colspan="2">主管課の名称</td><td colspan="2">総務課　総務グループ</td><td>事務登録番号</td><td>□ア－
■イ－４</td></tr>
<tr><td colspan="2">利用目的</td><td colspan="4">選挙管理委員会委員名簿等作成のため</td></tr>
<tr><td rowspan="5">記録項目</td><td>基本的事項</td><td colspan="4">■氏名　■住所　□性別　■生年月日　□年齢　□本籍　□国籍
□婚姻　■電話番号　□個人番号※　□識別番号（個人番号※を除く。）　□続柄　□家族状況
■その他（印影　　）</td></tr>
<tr><td>経歴、成績等</td><td colspan="4">□学歴　□成績　□職業　■職位　□資格　□賞罰
■その他（地位、役職）</td></tr>
<tr><td>心身</td><td colspan="4">□身体の状況　□障害の状況　□傷病歴　□ 検診記録
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>財産的状況等</td><td colspan="4">□所得・収入　□課税・納税状況　□資産状況　□公的扶助
□口座番号　□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="4">□親族　□社会的活動　□趣味・し好
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">記録範囲</td><td colspan="4">選挙管理委員会委員となった者</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">記録情報の収集方法</td><td colspan="4">■本人から　　■本人以外から</td></tr>
<tr><td>本人以外から収集する根拠</td><td colspan="3">□法令等　■本人同意　□緊急性
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>収集先</td><td colspan="3">□住民基本台帳　□本広域連合の機関
■国・都道府県・他の市区町村
■他の公共団体・公共的団体　■民間企業・民間団体
□調査　□刊行物等
□その他（　　）</td></tr>
</table>

（裏）

<table>
<tr><td>要　配　慮
個　人　情　報</td><td>□含む

■含まない</td><td colspan="2">□人種　□信条　□社会的身分　□病歴
□犯罪の経歴　□犯罪により害を被った事実
□心身の機能の障害　□健康診断等の結果
□医師等による指導又は診療若しくは調剤
□刑事事件に関する手続
□少年の保護事件に関する手続</td></tr>
<tr><td>記録情報の
経常的提供先</td><td colspan="3">なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">開示等請求を受理する
組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）香川県後期高齢者医療広域連合
（所在地）〒７６０－００６６
高松市福岡町二丁目３番２号</td></tr>
<tr><td colspan="2">訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">（特別の手続が定められている場合）
①該当する記録項目に付した番号
②当該法令の条項（法令番号を含む。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報ファイルの
種別</td><td colspan="2">□電算処理ファイル（条例第２条第１項第１号）
上記ファイルと同内容の手作業ファイル
□有　□無

■手作業処理ファイル（条例第２条第１項第２号）</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

※　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第８項に規定する個人番号をいう。

様式第５号（第５条関係）　　（表）

個人情報ファイル簿・条例個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td colspan="6">□個人情報ファイル簿（単票）個人情報の本人の数が 1,000 人以上・・・・・ア
■条例個人情報ファイル簿（単票）個人情報の本人の数が 1,000 人未満・・・イ</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報ファイルの名称</td><td colspan="4">監査委員に関する事務</td></tr>
<tr><td colspan="2">区分及び年月日</td><td colspan="2">■作成
□変更</td><td colspan="2">令和　５年　４月　１日</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施機関</td><td colspan="4">香川県後期高齢者医療広域連合事務局</td></tr>
<tr><td colspan="2">主管課の名称</td><td colspan="2">総務課　総務グループ</td><td>事務登録番号</td><td>□ア－
■イ－５</td></tr>
<tr><td colspan="2">利用目的</td><td colspan="4">監査委員名簿等作成のため</td></tr>
<tr><td rowspan="6">記録項目</td><td>基本的事項</td><td colspan="4">■氏名　■住所　□性別　■生年月日　□年齢　□本籍　□国籍
□婚姻　□電話番号　□個人番号※　□識別番号（個人番号※を除く。）　□続柄　□家族状況
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>経歴、成績等</td><td colspan="4">□学歴　□成績　□職業　■職位　□資格　□賞罰
■その他（地位、役職）</td></tr>
<tr><td>心身</td><td colspan="4">□身体の状況　□障害の状況　□傷病歴　□検診記録
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>財産的状況等</td><td colspan="4">□所得・収入　□課税・納税状況　□資産状況　□公的扶助
□口座番号　□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="4">□親族　□社会的活動　□趣味・し好
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">記録範囲</td><td colspan="4">監査委員となった者</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">記録情報の収集方法</td><td colspan="4">■本人から　　■本人以外から</td></tr>
<tr><td>本人以外から収集する根拠</td><td colspan="3">□法令等　□本人同意　□緊急性
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>収集先</td><td colspan="3">□住民基本台帳　□本広域連合の機関
■国・都道府県・他の市区町村
■他の公共団体・公共的団体　■民間企業・民間団体
□調査　□刊行物等
□その他（　　）</td></tr>
</table>

（裏）

<table>
<tr><td>要　配　慮
個　人　情　報</td><td>□含む

■含まない</td><td colspan="2">□人種　□信条　□社会的身分　□病歴
□犯罪の経歴　□犯罪により害を被った事実
□心身の機能の障害　□健康診断等の結果
□医師等による指導又は診療若しくは調剤
□刑事事件に関する手続
□少年の保護事件に関する手続</td></tr>
<tr><td>記録情報の
経常的提供先</td><td colspan="3">なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">開示等請求を受理する
組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）香川県後期高齢者医療広域連合
（所在地）〒７６０－００６６
高松市福岡町二丁目３番２号</td></tr>
<tr><td colspan="2">訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">（特別の手続が定められている場合）
①該当する記録項目に付した番号
②当該法令の条項（法令番号を含む。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報ファイルの
種別</td><td colspan="2">□電算処理ファイル（条例第２条第１項第１号）
上記ファイルと同内容の手作業ファイル
□有　□無

■手作業処理ファイル（条例第２条第１項第２号）</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

※　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第８項に規定する個人番号をいう。

様式第５号（第５条関係）　　（表）

個人情報ファイル簿・条例個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td colspan="6">■個人情報ファイル簿（単票）個人情報の本人の数が 1,000 人以上・・・・・ア
□条例個人情報ファイル簿（単票）個人情報の本人の数が 1,000 人未満・・・イ</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報ファイルの名称</td><td colspan="4">資格管理、保険料賦課・収納、給付及び健診事業運用管理</td></tr>
<tr><td colspan="2">区分及び年月日</td><td colspan="2">■作成
□変更</td><td colspan="2">令和　５年　４月　１日</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施機関</td><td colspan="4">香川県後期高齢者医療広域連合事務局</td></tr>
<tr><td colspan="2">主管課の名称</td><td>事業課　資格・保険料グループ</td><td>事務登録番号</td><td colspan="2">■ア－１
□イ－</td></tr>
<tr><td colspan="2">利用目的</td><td colspan="4">医療事務に関して円滑な運用のため</td></tr>
<tr><td rowspan="6">記録項目</td><td>基本的事項</td><td colspan="4">■氏名　■住所　■性別　■生年月日　■年齢　□本籍　□国籍
□婚姻　■電話番号　■個人番号※　□識別番号（個人番号※を除く。）　■続柄　□家族状況
□その他（被保険者番号、本籍・国籍、世帯番号）</td></tr>
<tr><td>経歴、成績等</td><td colspan="4">□学歴　□成績　□職業　□職位　■資格　■賞罰
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>心身</td><td colspan="4">□身体の状況　■障害の状況　■傷病歴　□検診記録
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>財産的状況等</td><td colspan="4">■所得・収入　■課税・納税状況　■資産状況　■公的扶助
□口座番号　■その他（被保険者加入）</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="4">■親族　□社会的活動　□趣味・し好
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">記録範囲</td><td colspan="4">高齢者の医療の確保に関する法律第５０号から第５５号に定義されるもの</td></tr>
<tr><td rowspan="3">記録情報の収集方法</td><td colspan="5">■本人から　　■本人以外から</td></tr>
<tr><td>本人以外から収集する根拠</td><td colspan="4">■法令等　■本人同意　□緊急性
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>収集先</td><td colspan="4">■住民基本台帳　□本広域連合の機関
■国・都道府県・他の市区町村
■他の公共団体・公共的団体　□民間企業・民間団体
□調査　□刊行物等
□その他（　　）</td></tr>
</table>

（裏）

<table>
<tr><td>要配慮個人情報</td><td>■含む
□含まない</td><td colspan="2">□人種　□信条　□社会的身分　■病歴
□犯罪の経歴　□犯罪により害を被った事実
■心身の機能の障害　□健康診断等の結果
□医師等による指導又は診療若しくは調剤
□刑事事件に関する手続
□少年の保護事件に関する手続
■資格・賞罰</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="3">なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">開示等請求を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）香川県後期高齢者医療広域連合
（所在地）〒７６０－００６６
高松市福岡町二丁目３番２号</td></tr>
<tr><td colspan="2">訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">（特別の手続が定められている場合）
①該当する記録項目に付した番号
②当該法令の条項（法令番号を含む。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td colspan="2">■電算処理ファイル（条例第２条第１項第１号）
上記ファイルと同内容の手作業ファイル
□有　■無

□手作業処理ファイル（条例第２条第１項第２号）</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

※　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第８項に規定する個人番号をいう。

様式第５号（第５条関係）　　（表）

個人情報ファイル簿・条例個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td colspan="5">■個人情報ファイル簿（単票）個人情報の本人の数が 1,000 人以上・・・・・ア
□条例個人情報ファイル簿（単票）個人情報の本人の数が 1,000 人未満・・・イ</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報ファイルの名称</td><td colspan="3">療養費支給に関する事務</td></tr>
<tr><td colspan="2">区分及び年月日</td><td>■作成
□変更</td><td colspan="2">令和　５年　４月　１日</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施機関</td><td colspan="3">香川県後期高齢者医療広域連合事務局</td></tr>
<tr><td colspan="2">主管課の名称</td><td>事業課　給付第一グループ</td><td>事務登録番号</td><td>■ア－１
□イ－</td></tr>
<tr><td colspan="2">利用目的</td><td colspan="3">療養費給付のため</td></tr>
<tr><td rowspan="5">記録項目</td><td>基本的事項</td><td colspan="3">■氏名　■住所　□性別　■生年月日　□年齢　□本籍　□国籍
□婚姻　□電話番号　■個人番号※　□識別番号（個人番号※を除く。）　□続柄　□家族状況
■その他（被保険者番号、負担割合、種類、）</td></tr>
<tr><td>経歴、成績等</td><td colspan="3">□学歴　□成績　□職業　□職位　□資格　□賞罰
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>心身</td><td colspan="3">□身体の状況　□障害の状況　■傷病歴　□ 検診記録
■その他（発病年月日、療養期間、病院等の名称・所在地、診療等従事医師、支給申請理由）</td></tr>
<tr><td>財産的状況等</td><td colspan="3">■所得・収入　□課税・納税状況　□資産状況　□公的扶助
■口座番号　■その他（療養に要した費用、一部負担金、支給金額）</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="3">□親族　□社会的活動　□趣味・し好
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">記録範囲</td><td colspan="3">給付申請者、診療等に従事した医師等</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">記録情報の収集方法</td><td colspan="3">■本人から　　■本人以外から</td></tr>
<tr><td>本人以外から収集する根拠</td><td colspan="2">□法令等　■本人同意　□緊急性
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>収集先</td><td colspan="2">□住民基本台帳　□本広域連合の機関
■国・都道府県・他の市区町村
■他の公共団体・公共的団体　□民間企業・民間団体
□調査　□刊行物等
□その他（　　）</td></tr>
</table>

（裏）

<table>
<tr><td>要配慮個人情報</td><td>■含む
□含まない</td><td colspan="2">□人種　□信条　□社会的身分　□病歴
□犯罪の経歴　□犯罪により害を被った事実
■心身の機能の障害　■健康診断等の結果
■医師等による指導又は診療若しくは調剤
□刑事事件に関する手続
□少年の保護事件に関する手続</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="3">なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">開示等請求を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）香川県後期高齢者医療広域連合
（所在地）〒７６０－００６６
高松市福岡町二丁目３番２号</td></tr>
<tr><td colspan="2">訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">（特別の手続が定められている場合）
①該当する記録項目に付した番号
②当該法令の条項（法令番号を含む。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td colspan="2">□電算処理ファイル（条例第２条第１項第１号）
上記ファイルと同内容の手作業ファイル
□有　□無

■手作業処理ファイル（条例第２条第１項第２号）</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

※　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第８項に規定する個人番号をいう。

様式第５号（第５条関係）　　（表）

個人情報ファイル簿・条例個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td colspan="6">■個人情報ファイル簿（単票）個人情報の本人の数が 1,000 人以上・・・・・ア
□条例個人情報ファイル簿（単票）個人情報の本人の数が 1,000 人未満・・・イ</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報ファイルの名称</td><td colspan="4">第三者行為求償に関する事務</td></tr>
<tr><td colspan="2">区分及び年月日</td><td colspan="2">■作成
□変更</td><td colspan="2">令和　５年　４月　１日</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施機関</td><td colspan="4">香川県後期高齢者医療広域連合事務局</td></tr>
<tr><td colspan="2">主管課の名称</td><td colspan="2">事業課　給付第一グループ</td><td>事務登録番号</td><td>■ア－２
□イ－</td></tr>
<tr><td colspan="2">利用目的</td><td colspan="4">第三者行為求償のため</td></tr>
<tr><td rowspan="5">記録項目</td><td>基本的事項</td><td colspan="4">■氏名　■住所　■性別　■生年月日　■年齢　□本籍　□国籍
□婚姻　■電話番号　□個人番号※　□識別番号（個人番号※を除く。）　□続柄　□家族状況
■その他（被保険者番号）</td></tr>
<tr><td>経歴、成績等</td><td colspan="4">□学歴　□成績　□職業　□職位　□資格　□賞罰
■その他（事故の概要、自賠責保険情報、任意保険情報）</td></tr>
<tr><td>心身</td><td colspan="4">□身体の状況　□障害の状況　■傷病歴　□ 検診記録
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>財産的状況等</td><td colspan="4">□所得・収入　□課税・納税状況　□資産状況　□公的扶助
□口座番号　■その他（損害賠償状況等）</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="4">□親族　□社会的活動　□趣味・し好
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">記録範囲</td><td colspan="4">被保険者（被害者）、第三者（加害者）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">記録情報の収集方法</td><td colspan="2">■本人から　　■本人以外から</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>本人以外から収集する根拠</td><td colspan="3">□法令等　■本人同意　□緊急性
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>収集先</td><td colspan="3">□住民基本台帳　□本広域連合の機関
□国・都道府県・他の市区町村
■他の公共団体・公共的団体　□民間企業・民間団体
□調査　□刊行物等
□その他（　　）</td></tr>
</table>

（裏）

<table>
<tr><td>要　配　慮
個　人　情　報</td><td>□含む

■含まない</td><td colspan="2">□人種　□信条　□社会的身分　□病歴
□犯罪の経歴　□犯罪により害を被った事実
□心身の機能の障害　□健康診断等の結果
□医師等による指導又は診療若しくは調剤
□刑事事件に関する手続
□少年の保護事件に関する手続</td></tr>
<tr><td>記録情報の
経常的提供先</td><td colspan="3">なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">開示等請求を受理する
組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）香川県後期高齢者医療広域連合
（所在地）〒７６０－００６６
高松市福岡町二丁目３番２号</td></tr>
<tr><td colspan="2">訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">（特別の手続が定められている場合）
①該当する記録項目に付した番号
②当該法令の条項（法令番号を含む。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報ファイルの
種別</td><td colspan="2">□電算処理ファイル（条例第２条第１項第１号）
上記ファイルと同内容の手作業ファイル
□有　□無

■手作業処理ファイル（条例第２条第１項第２号）</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

※　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第８項に規定する個人番号をいう。

様式第５号（第５条関係）　　（表）

個人情報ファイル簿・条例個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td colspan="6">■個人情報ファイル簿（単票）個人情報の本人の数が 1,000 人以上・・・・・ア
□条例個人情報ファイル簿（単票）個人情報の本人の数が 1,000 人未満・・・イ</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報ファイルの名称</td><td colspan="4">高額療養費給付に関する事務</td></tr>
<tr><td colspan="2">区分及び年月日</td><td colspan="2">■作成
□変更</td><td colspan="2">令和　５年　４月　１日</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施機関</td><td colspan="4">香川県後期高齢者医療広域連合事務局</td></tr>
<tr><td colspan="2">主管課の名称</td><td colspan="2">事業課　給付第二グループ</td><td>事務登録番号</td><td>■ア－１
□イ－</td></tr>
<tr><td colspan="2">利用目的</td><td colspan="4">高額療養費給付のため</td></tr>
<tr><td rowspan="5">記録項目</td><td>基本的事項</td><td colspan="4">■氏名　■住所　□性別　■生年月日　□年齢　□本籍　□国籍
□婚姻　■電話番号　■個人番号※　□識別番号（個人番号※を除く。）　■続柄　□家族状況
■その他（被保険者番号）</td></tr>
<tr><td>経歴、成績等</td><td colspan="4">□学歴　□成績　□職業　□職位　□資格　□賞罰
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>心身</td><td colspan="4">□身体の状況　□障害の状況　□傷病歴　□検診記録
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>財産的状況等</td><td colspan="4">□所得・収入　□課税・納税状況　□資産状況　□公的扶助
■口座番号　□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="4">□親族　□社会的活動　□趣味・し好
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">記録範囲</td><td colspan="4">被保険者、申請者、窓口持参者</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">記録情報の収集方法</td><td colspan="4">■本人から　　■本人以外から</td></tr>
<tr><td>本人以外から収集する根拠</td><td colspan="3">□法令等　■本人同意　□緊急性
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>収集先</td><td colspan="3">□住民基本台帳　□本広域連合の機関
■国・都道府県・他の市区町村
□他の公共団体・公共的団体　□民間企業・民間団体
□調査　□刊行物等
□その他（　　）</td></tr>
</table>

（裏）

<table>
<tr><td>要　配　慮
個　人　情　報</td><td>□含む

■含まない</td><td colspan="2">□人種　□信条　□社会的身分　□病歴
□犯罪の経歴　□犯罪により害を被った事実
□心身の機能の障害　□健康診断等の結果
□医師等による指導又は診療若しくは調剤
□刑事事件に関する手続
□少年の保護事件に関する手続</td></tr>
<tr><td>記録情報の
経常的提供先</td><td colspan="3">なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">開示等請求を受理する
組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）香川県後期高齢者医療広域連合
（所在地）〒７６０－００６６
高松市福岡町二丁目３番２号</td></tr>
<tr><td colspan="2">訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">（特別の手続が定められている場合）
①該当する記録項目に付した番号
②当該法令の条項（法令番号を含む。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報ファイルの
種別</td><td colspan="2">□電算処理ファイル（条例第２条第１項第１号）
上記ファイルと同内容の手作業ファイル
□有　□無

■手作業処理ファイル（条例第２条第１項第２号）</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

※　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第８項に規定する個人番号をいう。

様式第５号（第５条関係）　　（表）

個人情報ファイル簿・条例個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td colspan="6">■個人情報ファイル簿（単票）個人情報の本人の数が 1,000 人以上・・・・・ア
□条例個人情報ファイル簿（単票）個人情報の本人の数が 1,000 人未満・・・イ</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報ファイルの名称</td><td colspan="4">高額療養費（外来年間合算）給付に関する事務</td></tr>
<tr><td colspan="2">区分及び年月日</td><td colspan="2">■作成
□変更</td><td colspan="2">令和　５年　４月　１日</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施機関</td><td colspan="4">香川県後期高齢者医療広域連合事務局</td></tr>
<tr><td colspan="2">主管課の名称</td><td>事業課　給付第二グループ</td><td>事務登録番号</td><td colspan="2">■ア－２
□イ－</td></tr>
<tr><td colspan="2">利用目的</td><td colspan="4">高額療養費（外来年間合算）給付のため</td></tr>
<tr><td rowspan="6">記録項目</td><td>基本的事項</td><td colspan="4">■氏名　■住所　□性別　■生年月日　□年齢　□本籍　□国籍
□婚姻　■電話番号　■個人番号※　□識別番号（個人番号※を除く。）　■続柄　□家族状況
■その他（被保険者番号）</td></tr>
<tr><td>経歴、成績等</td><td colspan="4">□学歴　□成績　□職業　□職位　□資格　□賞罰
■その他（保険加入歴）</td></tr>
<tr><td>心身</td><td colspan="4">□身体の状況　□障害の状況　□傷病歴　□検診記録
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>財産的状況等</td><td colspan="4">□所得・収入　□課税・納税状況　□資産状況　□公的扶助
□口座番号　□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="4">□親族　□社会的活動　□趣味・し好
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">記録範囲</td><td colspan="4">被保険者、申請者、窓口持参者</td></tr>
<tr><td rowspan="3">記録情報の収集方法</td><td colspan="5">■本人から　　■本人以外から</td></tr>
<tr><td>本人以外から収集する根拠</td><td colspan="4">□法令等　■本人同意　□緊急性
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>収集先</td><td colspan="4">□住民基本台帳　□本広域連合の機関
■国・都道府県・他の市区町村
□他の公共団体・公共的団体　□民間企業・民間団体
□調査　□刊行物等
□その他（　　）</td></tr>
</table>

（裏）

<table>
<tr><td>要　配　慮
個　人　情　報</td><td>□含む

■含まない</td><td colspan="2">□人種　□信条　□社会的身分　□病歴
□犯罪の経歴　□犯罪により害を被った事実
□心身の機能の障害　□健康診断等の結果
□医師等による指導又は診療若しくは調剤
□刑事事件に関する手続
□少年の保護事件に関する手続</td></tr>
<tr><td>記録情報の
経常的提供先</td><td colspan="3">なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">開示等請求を受理する
組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）香川県後期高齢者医療広域連合
（所在地）〒７６０－００６６
高松市福岡町二丁目３番２号</td></tr>
<tr><td colspan="2">訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">（特別の手続が定められている場合）
①該当する記録項目に付した番号
②当該法令の条項（法令番号を含む。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報ファイルの
種別</td><td colspan="2">□電算処理ファイル（条例第２条第１項第１号）
上記ファイルと同内容の手作業ファイル
□有　□無

■手作業処理ファイル（条例第２条第１項第２号）</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

※　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第８項に規定する個人番号をいう。

様式第５号（第５条関係）　　（表）

個人情報ファイル簿・条例個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td colspan="6">■個人情報ファイル簿（単票）個人情報の本人の数が 1,000 人以上・・・・・ア
□条例個人情報ファイル簿（単票）個人情報の本人の数が 1,000 人未満・・・イ</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報ファイルの名称</td><td colspan="4">高額介護合算療養費給付に関する事務</td></tr>
<tr><td colspan="2">区分及び年月日</td><td colspan="2">■作成
□変更</td><td colspan="2">令和　５年　４月　１日</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施機関</td><td colspan="4">香川県後期高齢者医療広域連合事務局</td></tr>
<tr><td colspan="2">主管課の名称</td><td colspan="2">事業課　給付第二グループ</td><td>事務登録番号</td><td>■ア－３
□イ－</td></tr>
<tr><td colspan="2">利用目的</td><td colspan="4">高額介護合算療養費給付のため</td></tr>
<tr><td rowspan="5">記録項目</td><td>基本的事項</td><td colspan="4">■氏名　■住所　□性別　■生年月日　□年齢　□本籍　□国籍
□婚姻　■電話番号　■個人番号※　□識別番号（個人番号※を除く。）　■続柄　□家族状況
■その他（被保険者番号）</td></tr>
<tr><td>経歴、成績等</td><td colspan="4">□学歴　□成績　□職業　□職位　□資格　□賞罰
■その他（保険資格情報）</td></tr>
<tr><td>心身</td><td colspan="4">□身体の状況　□障害の状況　□傷病歴　□検診記録
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>財産的状況等</td><td colspan="4">□所得・収入　□課税・納税状況　□資産状況　□公的扶助
■口座番号　□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="4">□親族　□社会的活動　□趣味・し好
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">記録範囲</td><td colspan="4">被保険者、申請者、窓口持参者</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">記録情報の収集方法</td><td colspan="4">■本人から　　■本人以外から</td></tr>
<tr><td>本人以外から収集する根拠</td><td colspan="3">□法令等　■本人同意　□緊急性
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>収集先</td><td colspan="3">□住民基本台帳　□本広域連合の機関
■国・都道府県・他の市区町村
□他の公共団体・公共的団体　□民間企業・民間団体
□調査　□刊行物等
□その他（　　）</td></tr>
</table>

（裏）

<table>
<tr><td>要配慮個人情報</td><td>□含む
■含まない</td><td colspan="2">□人種　□信条　□社会的身分　□病歴
□犯罪の経歴　□犯罪により害を被った事実
□心身の機能の障害　□健康診断等の結果
□医師等による指導又は診療若しくは調剤
□刑事事件に関する手続
□少年の保護事件に関する手続</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="3">なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">開示等請求を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）香川県後期高齢者医療広域連合
（所在地）〒７６０－００６６
高松市福岡町二丁目３番２号</td></tr>
<tr><td colspan="2">訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">（特別の手続が定められている場合）
①該当する記録項目に付した番号
②当該法令の条項（法令番号を含む。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td colspan="2">□電算処理ファイル（条例第２条第１項第１号）
上記ファイルと同内容の手作業ファイル
□有　□無

□手作業処理ファイル（条例第２条第１項第２号）</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

※　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第８項に規定する個人番号をいう。

様式第５号（第５条関係）　　（表）

個人情報ファイル簿・条例個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td colspan="6">■個人情報ファイル簿（単票）個人情報の本人の数が 1,000 人以上・・・・・ア
□条例個人情報ファイル簿（単票）個人情報の本人の数が 1,000 人未満・・・イ</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報ファイルの名称</td><td colspan="4">葬祭費給付に関する事務</td></tr>
<tr><td colspan="2">区分及び年月日</td><td colspan="2">■作成
□変更</td><td colspan="2">令和　５年　４月　１日</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施機関</td><td colspan="4">香川県後期高齢者医療広域連合事務局</td></tr>
<tr><td colspan="2">主管課の名称</td><td colspan="2">事業課　給付第二グループ</td><td>事務登録番号</td><td>■ア－４
□イ－</td></tr>
<tr><td colspan="2">利用目的</td><td colspan="4">葬祭費給付のため</td></tr>
<tr><td rowspan="5">記録項目</td><td>基本的事項</td><td colspan="4">■氏名　■住所　□性別　■生年月日　□年齢　□本籍　□国籍
□婚姻　■電話番号　□個人番号※　□識別番号（個人番号※を除く。）　■続柄　□家族状況
■その他（保険者番号、被保険者番号、死亡年月日、葬祭日）</td></tr>
<tr><td>経歴、成績等</td><td colspan="4">□学歴　□成績　□職業　□職位　□資格　□賞罰
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>心身</td><td colspan="4">□身体の状況　□障害の状況　□傷病歴　□ 検診記録
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>財産的状況等</td><td colspan="4">□所得・収入　□課税・納税状況　□資産状況　□公的扶助
■口座番号　□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="4">□親族　□社会的活動　□趣味・し好
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">記録範囲</td><td colspan="4">被保険者、申請者</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">記録情報の収集方法</td><td colspan="4">■本人から　　■本人以外から</td></tr>
<tr><td>本人以外から収集する根拠</td><td colspan="3">□法令等　■本人同意　□緊急性
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>収集先</td><td colspan="3">□住民基本台帳　□本広域連合の機関
■国・都道府県・他の市区町村
□他の公共団体・公共的団体　□民間企業・民間団体
□調査　□刊行物等
□その他（　　）</td></tr>
</table>

（裏）

<table>
<tr><td>要　配　慮
個　人　情　報</td><td>□含む

■含まない</td><td colspan="2">□人種　□信条　□社会的身分　□病歴
□犯罪の経歴　□犯罪により害を被った事実
□心身の機能の障害　□健康診断等の結果
□医師等による指導又は診療若しくは調剤
□刑事事件に関する手続
□少年の保護事件に関する手続</td></tr>
<tr><td>記録情報の
経常的提供先</td><td colspan="3">なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">開示等請求を受理する
組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）香川県後期高齢者医療広域連合
（所在地）〒７６０－００６６
高松市福岡町二丁目３番２号</td></tr>
<tr><td colspan="2">訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">（特別の手続が定められている場合）
①該当する記録項目に付した番号
②当該法令の条項（法令番号を含む。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報ファイルの
種別</td><td colspan="2">□電算処理ファイル（条例第２条第１項第１号）
上記ファイルと同内容の手作業ファイル
□有　□無

■手作業処理ファイル（条例第２条第１項第２号）</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

※　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第８項に規定する個人番号をいう。

様式第５号（第５条関係）　　（表）

個人情報ファイル簿・条例個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td colspan="6">■個人情報ファイル簿（単票）個人情報の本人の数が 1,000 人以上・・・・・ア
□条例個人情報ファイル簿（単票）個人情報の本人の数が 1,000 人未満・・・イ</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報ファイルの名称</td><td colspan="4">傷病手当金給付に関する事務</td></tr>
<tr><td colspan="2">区分及び年月日</td><td colspan="2">■作成
□変更</td><td colspan="2">令和　５年　４月　１日</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施機関</td><td colspan="4">香川県後期高齢者医療広域連合事務局</td></tr>
<tr><td colspan="2">主管課の名称</td><td colspan="2">事業課　給付第二グループ</td><td>事務登録番号</td><td>■ア－５
□イ－</td></tr>
<tr><td colspan="2">利用目的</td><td colspan="4">傷病手当金給付のため</td></tr>
<tr><td rowspan="6">記録項目</td><td>基本的事項</td><td colspan="4">■氏名　■住所　□性別　■生年月日　□年齢　□本籍　□国籍
□婚姻　■電話番号　□個人番号※　□識別番号（個人番号※を除く。）　■続柄　□家族状況
■その他（被保険者番号）</td></tr>
<tr><td>経歴、成績等</td><td colspan="4">□学歴　□成績　■職業　□職位　□資格　□賞罰
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>心身</td><td colspan="4">□身体の状況　□障害の状況　■傷病歴　□検診記録
■その他（感染状況、医療機関、担当医師）</td></tr>
<tr><td>財産的状況等</td><td colspan="4">■所得・収入　□課税・納税状況　□資産状況　□公的扶助
□口座番号　□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="4">□親族　□社会的活動　□趣味・し好
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">記録範囲</td><td colspan="4">被保険者、申請者、勤務先、医療機関、代理人</td></tr>
<tr><td rowspan="3">記録情報の収集方法</td><td colspan="5">■本人から　　□本人以外から</td></tr>
<tr><td>本人以外から収集する根拠</td><td colspan="4">□法令等　■本人同意　□緊急性
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>収集先</td><td colspan="4">□住民基本台帳　□本広域連合の機関
■国・都道府県・他の市区町村
□他の公共団体・公共的団体　□民間企業・民間団体
□調査　□刊行物等
□その他（　　）</td></tr>
</table>

（裏）

要配慮個人情報	□含む ■含まない	□人種　□信条　□社会的身分　□病歴 □犯罪の経歴　□犯罪により害を被った事実 □心身の機能の障害　□健康診断等の結果 □医師等による指導又は診療若しくは調剤 □刑事事件に関する手続 □少年の保護事件に関する手続
記録情報の経常的提供先	なし	
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）香川県後期高齢者医療広域連合 （所在地）〒７６０－００６６ 高松市福岡町二丁目３番２号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	（特別の手続が定められている場合） ①該当する記録項目に付した番号 ②当該法令の条項（法令番号を含む。）	
個人情報ファイルの種別	□電算処理ファイル（条例第２条第１項第１号） 上記ファイルと同内容の手作業ファイル □有　□無 ■手作業処理ファイル（条例第２条第１項第２号）	
備考		

※　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第８項に規定する個人番号をいう。

様式第５号（第５条関係）　　（表）

個人情報ファイル簿・条例個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td colspan="6">■個人情報ファイル簿（単票）個人情報の本人の数が 1,000 人以上・・・・・ア
□条例個人情報ファイル簿（単票）個人情報の本人の数が 1,000 人未満・・・イ</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報ファイルの名称</td><td colspan="4">医療給付に関する事務（誓約書）</td></tr>
<tr><td colspan="2">区分及び年月日</td><td colspan="2">■作成
□変更</td><td colspan="2">令和　５年　４月　１日</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施機関</td><td colspan="4">香川県後期高齢者医療広域連合事務局</td></tr>
<tr><td colspan="2">主管課の名称</td><td colspan="2">事業課　給付第二グループ</td><td>事務登録番号</td><td>■ア－６
□イ－</td></tr>
<tr><td colspan="2">利用目的</td><td colspan="4">被保険者の相続人による医療給付申請のため</td></tr>
<tr><td rowspan="5">記録項目</td><td>基本的事項</td><td colspan="4">■氏名　■住所　□性別　■生年月日　□年齢　□本籍　□国籍
□婚姻　■電話番号　□個人番号※　□識別番号（個人番号※を除く。）　■続柄　□家族状況
■その他（被保険者番号）</td></tr>
<tr><td>経歴、成績等</td><td colspan="4">□学歴　□成績　□職業　□職位　□資格　□賞罰
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>心身</td><td colspan="4">□身体の状況　□障害の状況　□傷病歴　□検診記録
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>財産的状況等</td><td colspan="4">□所得・収入　□課税・納税状況　□資産状況　□公的扶助
■口座番号　□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="4">□親族　□社会的活動　□趣味・し好
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">記録範囲</td><td colspan="4">被保険者、誓約書、窓口持参者</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">記録情報の収集方法</td><td colspan="4">■本人から　　■本人以外から</td></tr>
<tr><td>本人以外から収集する根拠</td><td colspan="3">□法令等　■本人同意　□緊急性
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>収集先</td><td colspan="3">□住民基本台帳　□本広域連合の機関
■国・都道府県・他の市区町村
□他の公共団体・公共的団体　□民間企業・民間団体
□調査　□刊行物等
□その他（　　）</td></tr>
</table>

（裏）

<table>
<tr><td>要配慮個人情報</td><td>□含む
■含まない</td><td colspan="2">□人種　□信条　□社会的身分　□病歴
□犯罪の経歴　□犯罪により害を被った事実
□心身の機能の障害　□健康診断等の結果
□医師等による指導又は診療若しくは調剤
□刑事事件に関する手続
□少年の保護事件に関する手続</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="3">なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">開示等請求を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）香川県後期高齢者医療広域連合
（所在地）〒７６０－００６６
高松市福岡町二丁目３番２号</td></tr>
<tr><td colspan="2">訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">（特別の手続が定められている場合）
①該当する記録項目に付した番号
②当該法令の条項（法令番号を含む。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td colspan="2">□電算処理ファイル（条例第２条第１項第１号）
上記ファイルと同内容の手作業ファイル
□有　□無

■手作業処理ファイル（条例第２条第１項第２号）</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

※　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第８項に規定する個人番号をいう。

様式第５号（第５条関係）　　（表）

個人情報ファイル簿・条例個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td colspan="6">■個人情報ファイル簿（単票）個人情報の本人の数が 1,000 人以上・・・・・ア
□条例個人情報ファイル簿（単票）個人情報の本人の数が 1,000 人未満・・・イ</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報ファイルの名称</td><td colspan="4">医療給付に関する事務（委任状）</td></tr>
<tr><td colspan="2">区分及び年月日</td><td colspan="2">■作成
□変更</td><td colspan="2">令和　５年　４月　１日</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施機関</td><td colspan="4">香川県後期高齢者医療広域連合事務局</td></tr>
<tr><td colspan="2">主管課の名称</td><td colspan="2">事業課　給付第二グループ</td><td>事務登録番号</td><td>■ア－７
□イ－</td></tr>
<tr><td colspan="2">利用目的</td><td colspan="4">委任者の医療給付を受任者が申請・受領するため</td></tr>
<tr><td rowspan="5">記録項目</td><td>基本的事項</td><td colspan="4">■氏名　■住所　□性別　□生年月日　□年齢　□本籍　□国籍
□婚姻　■電話番号　□個人番号※　□識別番号（個人番号※を除く。）　■続柄　□家族状況
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>経歴、成績等</td><td colspan="4">□学歴　□成績　□職業　□職位　□資格　□賞罰
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>心身</td><td colspan="4">□身体の状況　□障害の状況　□傷病歴　□検診記録
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>財産的状況等</td><td colspan="4">□所得・収入　□課税・納税状況　□資産状況　□公的扶助
□口座番号　□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="4">□親族　□社会的活動　□趣味・し好
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">記録範囲</td><td colspan="4">委任者、受任者、窓口持参者</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">記録情報の収集方法</td><td colspan="4">■本人から　　■本人以外から</td></tr>
<tr><td>本人以外から収集する根拠</td><td colspan="3">□法令等　■本人同意　□緊急性
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>収集先</td><td colspan="3">□住民基本台帳　□本広域連合の機関
■国・都道府県・他の市区町村
□他の公共団体・公共的団体　□民間企業・民間団体
□調査　□刊行物等
□その他（　　）</td></tr>
</table>

（裏）

<table>
<tr><td>要　配　慮
個　人　情　報</td><td>□含む

■含まない</td><td colspan="2">□人種　□信条　□社会的身分　□病歴
□犯罪の経歴　□犯罪により害を被った事実
□心身の機能の障害　□健康診断等の結果
□医師等による指導又は診療若しくは調剤
□刑事事件に関する手続
□少年の保護事件に関する手続</td></tr>
<tr><td>記録情報の
経常的提供先</td><td colspan="3">なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">開示等請求を受理する
組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）香川県後期高齢者医療広域連合
（所在地）〒７６０－００６６
高松市福岡町二丁目３番２号</td></tr>
<tr><td colspan="2">訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">（特別の手続が定められている場合）
①該当する記録項目に付した番号
②当該法令の条項（法令番号を含む。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報ファイルの
種別</td><td colspan="2">□電算処理ファイル（条例第２条第１項第１号）
上記ファイルと同内容の手作業ファイル
□有　□無

■手作業処理ファイル（条例第２条第１項第２号）</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

※　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第８項に規定する個人番号をいう。

様式第５号（第５条関係）　　（表）

個人情報ファイル簿・条例個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td colspan="6">■個人情報ファイル簿（単票）個人情報の本人の数が 1,000 人以上・・・・・ア
□条例個人情報ファイル簿（単票）個人情報の本人の数が 1,000 人未満・・・イ</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報ファイルの名称</td><td colspan="4">医療給付に関する事務（支給口座変更届出書）</td></tr>
<tr><td colspan="2">区分及び年月日</td><td colspan="2">■作成
□変更</td><td colspan="2">令和　５年　４月　１日</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施機関</td><td colspan="4">香川県後期高齢者医療広域連合事務局</td></tr>
<tr><td colspan="2">主管課の名称</td><td colspan="2">事業課　給付第二グループ</td><td>事務登録番号</td><td>■ア－８
□イ－</td></tr>
<tr><td colspan="2">利用目的</td><td colspan="4">医療給付口座を変更するため</td></tr>
<tr><td rowspan="5">記録項目</td><td>基本的事項</td><td colspan="4">■氏名　■住所　□性別　■生年月日　□年齢　□本籍　□国籍
□婚姻　■電話番号　□個人番号※　□識別番号（個人番号※を除く。）　■続柄　□家族状況
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>経歴、成績等</td><td colspan="4">□学歴　□成績　□職業　□職位　□資格　□賞罰
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>心身</td><td colspan="4">□身体の状況　□障害の状況　□傷病歴　□ 検診記録
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>財産的状況等</td><td colspan="4">□所得・収入　□課税・納税状況　□資産状況　□公的扶助
■口座番号　□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="4">□親族　□社会的活動　□趣味・し好
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">記録範囲</td><td colspan="4">被保険者、届出者、窓口持参者</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">記録情報の収集方法</td><td colspan="4">■本人から　　■本人以外から</td></tr>
<tr><td>本人以外から収集する根拠</td><td colspan="3">□法令等　■本人同意　□緊急性
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>収集先</td><td colspan="3">□住民基本台帳　□本広域連合の機関
■国・都道府県・他の市区町村
□他の公共団体・公共的団体　□民間企業・民間団体
□調査　□刊行物等
□その他（　　）</td></tr>
</table>

（裏）

<table>
<tr><td>要　配　慮
個　人　情　報</td><td>□含む

■含まない</td><td colspan="2">□人種　□信条　□社会的身分　□病歴
□犯罪の経歴　□犯罪により害を被った事実
□心身の機能の障害　□健康診断等の結果
□医師等による指導又は診療若しくは調剤
□刑事事件に関する手続
□少年の保護事件に関する手続</td></tr>
<tr><td>記録情報の
経常的提供先</td><td colspan="3">なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">開示等請求を受理する
組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）香川県後期高齢者医療広域連合
（所在地）〒７６０－００６６
高松市福岡町二丁目３番２号</td></tr>
<tr><td colspan="2">訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">（特別の手続が定められている場合）
①該当する記録項目に付した番号
②当該法令の条項（法令番号を含む。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報ファイルの
種別</td><td colspan="2">□電算処理ファイル（条例第２条第１項第１号）
上記ファイルと同内容の手作業ファイル
□有　□無

■手作業処理ファイル（条例第２条第１項第２号）</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

※　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第８項に規定する個人番号をいう。

様式第５号（第５条関係）　　（表）

個人情報ファイル簿・条例個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td colspan="6">■個人情報ファイル簿（単票）個人情報の本人の数が 1,000 人以上・・・・・ア
□条例個人情報ファイル簿（単票）個人情報の本人の数が 1,000 人未満・・・イ</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報ファイルの名称</td><td colspan="4">重複・頻回受診者訪問指導事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">区分及び年月日</td><td colspan="2">■作成
□変更</td><td colspan="2">令和　５年　４月　１日</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施機関</td><td colspan="4">香川県後期高齢者医療広域連合事務局</td></tr>
<tr><td colspan="2">主管課の名称</td><td colspan="2">事業課　保健事業グループ</td><td>事務登録番号</td><td>■ア－１
□イ－</td></tr>
<tr><td colspan="2">利用目的</td><td colspan="4">重複・頻回受診者に対し、保健師等による訪問指導により生活指導等を行い、適正な受診を図る。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">記録項目</td><td>基本的事項</td><td colspan="4">■氏名　■住所　■性別　■生年月日　■年齢　□本籍　□国籍
□婚姻　■電話番号　□個人番号※　□識別番号（個人番号※を除く。）　□続柄　■家族状況
■その他（居住環境）</td></tr>
<tr><td>経歴、成績等</td><td colspan="4">□学歴　□成績　□職業　□職位　□資格　□賞罰
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>心身</td><td colspan="4">■身体の状況　■障害の状況　■傷病歴　□ 検診記録
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>財産的状況等</td><td colspan="4">□所得・収入　□課税・納税状況　□資産状況　□公的扶助
□口座番号　□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="4">□親族　□社会的活動　□趣味・し好
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">記録範囲</td><td colspan="4">重複・頻回受診者訪問指導事業対象者</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">記録情報の収集方法</td><td colspan="4">■本人から　　■本人以外から</td></tr>
<tr><td>本人以外から収集する根拠</td><td colspan="3">□法令等　■本人同意　□緊急性
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>収集先</td><td colspan="3">□住民基本台帳　□本広域連合の機関
□国・都道府県・他の市区町村
□他の公共団体・公共的団体　□民間企業・民間団体
□調査　□刊行物等
■その他（レセプトデータ、被保険者マスタ情報）</td></tr>
</table>

（裏）

要配慮個人情報	■含む □含まない	□人種　□信条　□社会的身分　□病歴 □犯罪の経歴　□犯罪により害を被った事実 ■心身の機能の障害　■健康診断等の結果 ■医師等による指導又は診療若しくは調剤 □刑事事件に関する手続 □少年の保護事件に関する手続
記録情報の経常的提供先	委託業者	
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）香川県後期高齢者医療広域連合 （所在地）〒７６０－００６６ 高松市福岡町二丁目３番２号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	（特別の手続が定められている場合） ①該当する記録項目に付した番号 ②当該法令の条項（法令番号を含む。）	
個人情報ファイルの種別	■電算処理ファイル（条例第２条第１項第１号） 上記ファイルと同内容の手作業ファイル □有　■無 □手作業処理ファイル（条例第２条第１項第２号）	
備考		

※　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第８項に規定する個人番号をいう。

様式第５号（第５条関係）　　（表）

個人情報ファイル簿・条例個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td colspan="6">■個人情報ファイル簿（単票）個人情報の本人の数が 1,000 人以上・・・・・ア
□条例個人情報ファイル簿（単票）個人情報の本人の数が 1,000 人未満・・・イ</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報ファイルの名称</td><td colspan="4">帳票データの作成業務</td></tr>
<tr><td colspan="2">区分及び年月日</td><td colspan="2">■作成
□変更</td><td colspan="2">令和　５年　４月　１日</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施機関</td><td colspan="4">香川県後期高齢者医療広域連合事務局</td></tr>
<tr><td colspan="2">主管課の名称</td><td>事業課　保健事業グループ</td><td>事務登録番号</td><td colspan="2">■ア－２
□イ－</td></tr>
<tr><td colspan="2">利用目的</td><td colspan="4">香川県後期高齢者医療保健事業実施の円滑運用</td></tr>
<tr><td rowspan="5">記録項目</td><td>基本的事項</td><td colspan="4">■氏名　■住所　■性別　■生年月日　■年齢　□本籍　□国籍
□婚姻　□電話番号　□個人番号※　□識別番号（個人番号※を除く。）　□続柄　□家族状況
■その他（被保険者番号）</td></tr>
<tr><td>経歴、成績等</td><td colspan="4">□学歴　□成績　□職業　□職位　□資格　□賞罰
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>心身</td><td colspan="4">■身体の状況　■障害の状況　■傷病歴　□検診記録
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>財産的状況等</td><td colspan="4">□所得・収入　□課税・納税状況　□資産状況　□公的扶助
□口座番号　□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="4">□親族　□社会的活動　□趣味・し好
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">記録範囲</td><td colspan="4">被保険者</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">記録情報の収集方法</td><td colspan="4">□本人から　　■本人以外から</td></tr>
<tr><td>本人以外から収集する根拠</td><td colspan="3">□法令等　■本人同意　□緊急性
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>収集先</td><td colspan="3">□住民基本台帳　□本広域連合の機関
□国・都道府県・他の市区町村
□他の公共団体・公共的団体　□民間企業・民間団体
□調査　□刊行物等
■その他（ＫＤＢシステム）</td></tr>
</table>

（裏）

要配慮個人情報	■含む □含まない	□人種　□信条　□社会的身分　□病歴 □犯罪の経歴　□犯罪により害を被った事実 ■心身の機能の障害　■健康診断等の結果 ■医師等による指導又は診療若しくは調剤 □刑事事件に関する手続 □少年の保護事件に関する手続
記録情報の経常的提供先	県内１７市町	
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）香川県後期高齢者医療広域連合 （所在地）〒７６０－００６６ 高松市福岡町二丁目３番２号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	（特別の手続が定められている場合） ①該当する記録項目に付した番号 ②当該法令の条項（法令番号を含む。）	
個人情報ファイルの種別	■電算処理ファイル（条例第２条第１項第１号） 上記ファイルと同内容の手作業ファイル □有　■無 □手作業処理ファイル（条例第２条第１項第２号）	
備考		

※　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第８項に規定する個人番号をいう。

様式第５号（第５条関係）　　（表）

個人情報ファイル簿・条例個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td colspan="5">□個人情報ファイル簿（単票）個人情報の本人の数が 1,000 人以上・・・・・ア
□条例個人情報ファイル簿（単票）個人情報の本人の数が 1,000 人未満・・・イ</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報ファイルの名称</td><td colspan="3">歯科健康診査事業に係る事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">区分及び年月日</td><td>■作成
□変更</td><td colspan="2">令和　５年　４月　１日</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施機関</td><td colspan="3">香川県後期高齢者医療広域連合事務局</td></tr>
<tr><td colspan="2">主管課の名称</td><td>事業課　保健事業グループ</td><td>事務登録番号</td><td>■ア－３
□イ－</td></tr>
<tr><td colspan="2">利用目的</td><td colspan="3">香川県後期高齢者の歯科健診事務の円滑運用</td></tr>
<tr><td rowspan="6">記録項目</td><td>基本的事項</td><td colspan="3">■氏名　■住所　■性別　■生年月日　■年齢　□本籍　□国籍
□婚姻　□電話番号　□個人番号※　□識別番号（個人番号※を除く。）　□続柄　□家族状況
■その他（被保険者番号）</td></tr>
<tr><td>経歴、成績等</td><td colspan="3">□学歴　□成績　□職業　□職位　□資格　□賞罰
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>心身</td><td colspan="3">■身体の状況　□障害の状況　□傷病歴　□検診記録
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>財産的状況等</td><td colspan="3">□所得・収入　□課税・納税状況　□資産状況　□公的扶助
□口座番号　□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="3">□親族　□社会的活動　□趣味・し好
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">記録範囲</td><td colspan="3">歯科健康診査事業対象者</td></tr>
<tr><td rowspan="3">記録情報の収集方法</td><td colspan="4">■本人から　　■本人以外から</td></tr>
<tr><td>本人以外から収集する根拠</td><td colspan="3">□法令等　■本人同意　□緊急性
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>収集先</td><td colspan="3">□住民基本台帳　□本広域連合の機関
□国・都道府県・他の市区町村
□他の公共団体・公共的団体　□民間企業・民間団体
□調査　□刊行物等
■その他（被保険者マスタ情報）</td></tr>
</table>

（裏）

要配慮個人情報	■含む □含まない	□人種　□信条　□社会的身分　□病歴 □犯罪の経歴　□犯罪により害を被った事実 ■心身の機能の障害　■健康診断等の結果 ■医師等による指導又は診療若しくは調剤 □刑事事件に関する手続 □少年の保護事件に関する手続
記録情報の経常的提供先	県内１７市町、香川県歯科医師会	
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）香川県後期高齢者医療広域連合 （所在地）〒７６０－００６６ 高松市福岡町二丁目３番２号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	（特別の手続が定められている場合） ①該当する記録項目に付した番号 ②当該法令の条項（法令番号を含む。）	
個人情報ファイルの種別	■電算処理ファイル（条例第２条第１項第１号） 上記ファイルと同内容の手作業ファイル □有　■無 □手作業処理ファイル（条例第２条第１項第２号）	
備考		

※　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第８項に規定する個人番号をいう。

様式第５号（第５条関係）　　（表）

個人情報ファイル簿・条例個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td colspan="6">□個人情報ファイル簿（単票）個人情報の本人の数が 1,000 人以上・・・・・ア
■条例個人情報ファイル簿（単票）個人情報の本人の数が 1,000 人未満・・・イ</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報ファイルの名称</td><td colspan="4">糖尿病重症化予防事業に関する事務</td></tr>
<tr><td colspan="2">区分及び年月日</td><td colspan="2">■作成
□変更</td><td colspan="2">令和　５年　４月　１日</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施機関</td><td colspan="4">香川県後期高齢者医療広域連合事務局</td></tr>
<tr><td colspan="2">主管課の名称</td><td colspan="2">事業課　保健事業グループ</td><td>事務登録番号</td><td>□ア－
■イ－１</td></tr>
<tr><td colspan="2">利用目的</td><td colspan="4">糖尿病治療中断者に対し、受診勧奨を促進し、保健師等による訪問指導による生活指導等を行い、適正な受診を図る。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">記録項目</td><td>基本的事項</td><td colspan="4">■氏名　■住所　■性別　■生年月日　□年齢　□本籍　□国籍
■婚姻　■電話番号　□個人番号※　□識別番号（個人番号※を除く。）　□続柄　■家族状況
■その他（被保険者番号、居住環境）</td></tr>
<tr><td>経歴、成績等</td><td colspan="4">□学歴　□成績　□職業　□職位　□資格　□賞罰
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>心身</td><td colspan="4">■身体の状況　□障害の状況　■傷病歴　□ 検診記録
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>財産的状況等</td><td colspan="4">□所得・収入　□課税・納税状況　□資産状況　□公的扶助
□口座番号　□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="4">□親族　□社会的活動　□趣味・し好
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">記録範囲</td><td colspan="4">糖尿病重症化予防事業対象者</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">記録情報の収集方法</td><td colspan="4">■本人から　　■本人以外から</td></tr>
<tr><td>本人以外から収集する根拠</td><td colspan="3">□法令等　■本人同意　□緊急性
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>収集先</td><td colspan="3">□住民基本台帳　□本広域連合の機関
■国・都道府県・他の市区町村
□他の公共団体・公共的団体　□民間企業・民間団体
□調査　□刊行物等
■その他（ＫＤＢシステム、受診医療機関）</td></tr>
</table>

（裏）

要配慮個人情報	■含む □含まない	□人種　□信条　□社会的身分　□病歴 □犯罪の経歴　□犯罪により害を被った事実 ■心身の機能の障害　■健康診断等の結果 ■医師等による指導又は診療若しくは調剤 □刑事事件に関する手続 □少年の保護事件に関する手続
記録情報の経常的提供先	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施での実施以外の市町	
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）香川県後期高齢者医療広域連合 （所在地）〒７６０－００６６ 高松市福岡町二丁目３番２号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	（特別の手続が定められている場合） ①該当する記録項目に付した番号 ②当該法令の条項（法令番号を含む。）	
個人情報ファイルの種別	■電算処理ファイル（条例第２条第１項第１号） 上記ファイルと同内容の手作業ファイル □有　■無 □手作業処理ファイル（条例第２条第１項第２号）	
備考		

※　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第８項に規定する個人番号をいう。

様式第５号（第５条関係）　　（表）

個人情報ファイル簿・条例個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td colspan="5">■個人情報ファイル簿（単票）個人情報の本人の数が 1,000 人以上・・・・・ア
□条例個人情報ファイル簿（単票）個人情報の本人の数が 1,000 人未満・・・イ</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報ファイルの名称</td><td colspan="3">服薬指導事業に関する事務</td></tr>
<tr><td colspan="2">区分及び年月日</td><td>■作成
□変更</td><td colspan="2">令和　５年　４月　１日</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施機関</td><td colspan="3">香川県後期高齢者医療広域連合事務局</td></tr>
<tr><td colspan="2">主管課の名称</td><td>事業課　保健事業グループ</td><td>事務登録番号</td><td>■ア－４
□イ－</td></tr>
<tr><td colspan="2">利用目的</td><td colspan="3">残薬、多剤・重複服薬による有害事象の発生を予防するために、指導対象者を選定し訪問指導等を実施する。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">記録項目</td><td>基本的事項</td><td colspan="3">■氏名　■住所　■性別　■生年月日　□年齢　□本籍　□国籍
■婚姻　□電話番号　□個人番号※　□識別番号（個人番号※を除く。）　□続柄　■家族状況
■その他（被保険者番号、住居状況）</td></tr>
<tr><td>経歴、成績等</td><td colspan="3">□学歴　□成績　□職業　□職位　□資格　□賞罰
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>心身</td><td colspan="3">■身体の状況　■障害の状況　■傷病歴　□ 検診記録
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>財産的状況等</td><td colspan="3">□所得・収入　□課税・納税状況　□資産状況　□公的扶助
□口座番号　□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="3">□親族　□社会的活動　□趣味・し好
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">記録範囲</td><td colspan="3">服薬指導事業対象者</td></tr>
<tr><td rowspan="3">記録情報の収集方法</td><td colspan="4">■本人から　　■本人以外から</td></tr>
<tr><td>本人以外から収集する根拠</td><td colspan="3">□法令等　■本人同意　□緊急性
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>収集先</td><td colspan="3">□住民基本台帳　□本広域連合の機関
□国・都道府県・他の市区町村
□他の公共団体・公共的団体　□民間企業・民間団体
□調査　□刊行物等
■その他（被保険者マスタ情報、レセプトデータ、ＫＤＢシステム、）</td></tr>
</table>

（裏）

<table>
<tr><td>要配慮
個人情報</td><td>■含む
□含まない</td><td colspan="2">□人種　□信条　□社会的身分　□病歴
□犯罪の経歴　□犯罪により害を被った事実
■心身の機能の障害　■健康診断等の結果
■医師等による指導又は診療若しくは調剤
□刑事事件に関する手続
□少年の保護事件に関する手続</td></tr>
<tr><td>記録情報の
経常的提供先</td><td colspan="3">香川県薬剤師会、県内１７市町、委託業者</td></tr>
<tr><td colspan="2">開示等請求を受理する
組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）香川県後期高齢者医療広域連合
（所在地）〒７６０－００６６
高松市福岡町二丁目３番２号</td></tr>
<tr><td colspan="2">訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">（特別の手続が定められている場合）
①該当する記録項目に付した番号
②当該法令の条項（法令番号を含む。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報ファイルの
種別</td><td colspan="2">■電算処理ファイル（条例第２条第１項第１号）
上記ファイルと同内容の手作業ファイル
□有　■無

□手作業処理ファイル（条例第２条第１項第２号）</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

※　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第８項に規定する個人番号をいう。

様式第５号（第５条関係）　　（表）

個人情報ファイル簿・条例個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td colspan="6">■個人情報ファイル簿（単票）個人情報の本人の数が 1,000 人以上・・・・・ア
□条例個人情報ファイル簿（単票）個人情報の本人の数が 1,000 人未満・・・イ</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報ファイルの名称</td><td colspan="4">ジェネリック医薬品差額通知に関する事務</td></tr>
<tr><td colspan="2">区分及び年月日</td><td colspan="2">■作成
□変更</td><td colspan="2">令和　５年　４月　１日</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施機関</td><td colspan="4">香川県後期高齢者医療広域連合事務局</td></tr>
<tr><td colspan="2">主管課の名称</td><td colspan="2">事業課　保健事業グループ</td><td>事務登録番号</td><td>■ア－５
□イ－</td></tr>
<tr><td colspan="2">利用目的</td><td colspan="4">ジェネリック医薬品の使用促進を図るため、対象者を選定し通知する。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">記録項目</td><td>基本的事項</td><td colspan="4">■氏名　■住所　■性別　■生年月日　■年齢　□本籍　□国籍
□婚姻　□電話番号　□個人番号※　□識別番号（個人番号※を除く。）　□続柄　□家族状況
□その他（被保険者番号　　）</td></tr>
<tr><td>経歴、成績等</td><td colspan="4">□学歴　□成績　□職業　□職位　□資格　□賞罰
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>心身</td><td colspan="4">■身体の状況　■障害の状況　■傷病歴　□ 検診記録
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>財産的状況等</td><td colspan="4">□所得・収入　□課税・納税状況　□資産状況　□公的扶助
□口座番号　□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="4">□親族　□社会的活動　□趣味・し好
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">記録範囲</td><td colspan="4">ジェネリック医薬品差額通知対象者</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">記録情報の収集方法</td><td colspan="4">□本人から　　■本人以外から</td></tr>
<tr><td>本人以外から収集する根拠</td><td colspan="3">□法令等　■本人同意　□緊急性
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>収集先</td><td colspan="3">□住民基本台帳　□本広域連合の機関
□国・都道府県・他の市区町村
□他の公共団体・公共的団体　□民間企業・民間団体
□調査　□刊行物等
■その他（被保険者マスタ情報、レセプトデータ）</td></tr>
</table>

（裏）

要配慮個人情報	■含む □含まない	□人種　□信条　□社会的身分　□病歴 □犯罪の経歴　□犯罪により害を被った事実 ■心身の機能の障害　■健康診断等の結果 ■医師等による指導又は診療若しくは調剤 □刑事事件に関する手続 □少年の保護事件に関する手続
記録情報の経常的提供先	委託業者	
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）香川県後期高齢者医療広域連合 （所在地）〒７６０－００６６ 高松市福岡町二丁目３番２号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	（特別の手続が定められている場合） ①該当する記録項目に付した番号 ②当該法令の条項（法令番号を含む。）	
個人情報ファイルの種別	■電算処理ファイル（条例第２条第１項第１号） 上記ファイルと同内容の手作業ファイル □有　■無 □手作業処理ファイル（条例第２条第１項第２号）	
備考		

※　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第８項に規定する個人番号をいう。

様式第５号（第５条関係）　　（表）

個人情報ファイル簿・条例個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td colspan="6">■個人情報ファイル簿（単票）個人情報の本人の数が 1,000 人以上・・・・・ア
□条例個人情報ファイル簿（単票）個人情報の本人の数が 1,000 人未満・・・イ</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報ファイルの名称</td><td colspan="4">保健事業実施計画に関する事務</td></tr>
<tr><td colspan="2">区分及び年月日</td><td colspan="2">■作成
□変更</td><td colspan="2">令和　５年　４月　１日</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施機関</td><td colspan="4">香川県後期高齢者医療広域連合事務局</td></tr>
<tr><td colspan="2">主管課の名称</td><td colspan="2">事業課　保健事業グループ</td><td>事務登録番号</td><td>■ア－６
□イ－</td></tr>
<tr><td colspan="2">利用目的</td><td colspan="4">健診結果やレセプト情報等から医療に関する状況の把握を行う。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">記録項目</td><td>基本的事項</td><td colspan="4">■氏名　■住所　■性別　■生年月日　■年齢　□本籍　□国籍
□婚姻　□電話番号　□個人番号※　□識別番号（個人番号※を除く。）　□続柄　□家族状況
■その他（被保険者番号）</td></tr>
<tr><td>経歴、成績等</td><td colspan="4">□学歴　□成績　□職業　□職位　□資格　□賞罰
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>心身</td><td colspan="4">■身体の状況　■障害の状況　■傷病歴　□検診記録
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>財産的状況等</td><td colspan="4">□所得・収入　□課税・納税状況　□資産状況　□公的扶助
□口座番号　□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="4">□親族　□社会的活動　□趣味・し好
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">記録範囲</td><td colspan="4">被保険者</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">記録情報の収集方法</td><td colspan="4">□本人から　　■本人以外から</td></tr>
<tr><td>本人以外から収集する根拠</td><td colspan="3">□法令等　■本人同意　□緊急性
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>収集先</td><td colspan="3">□住民基本台帳　□本広域連合の機関
□国・都道府県・他の市区町村
□他の公共団体・公共的団体　□民間企業・民間団体
□調査　□刊行物等
■その他（被保険者マスタ情報、レセプトデータ、ＫＤＢシステム）</td></tr>
</table>

（裏）

要配慮個人情報	■含む □含まない	□人種　□信条　□社会的身分　□病歴 □犯罪の経歴　□犯罪により害を被った事実 ■心身の機能の障害　■健康診断等の結果 ■医師等による指導又は診療若しくは調剤 □刑事事件に関する手続 □少年の保護事件に関する手続
記録情報の経常的提供先	委託業者	
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）香川県後期高齢者医療広域連合 （所在地）〒７６０－００６６ 高松市福岡町二丁目３番２号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	（特別の手続が定められている場合） ①該当する記録項目に付した番号 ②当該法令の条項（法令番号を含む。）	
個人情報ファイルの種別	■電算処理ファイル（条例第２条第１項第１号） 上記ファイルと同内容の手作業ファイル □有　■無 □手作業処理ファイル（条例第２条第１項第２号）	
備考		

※　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第８項に規定する個人番号をいう。

様式第５号（第５条関係）　　（表）

個人情報ファイル簿・条例個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td colspan="6">■個人情報ファイル簿（単票）個人情報の本人の数が 1,000 人以上・・・・・ア
□条例個人情報ファイル簿（単票）個人情報の本人の数が 1,000 人未満・・・イ</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報ファイルの名称</td><td colspan="4">高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する事務</td></tr>
<tr><td colspan="2">区分及び年月日</td><td colspan="2">■作成
□変更</td><td colspan="2">令和　５年　４月　１日</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施機関</td><td colspan="4">香川県後期高齢者医療広域連合事務局</td></tr>
<tr><td colspan="2">主管課の名称</td><td colspan="2">事業課　保健事業グループ</td><td>事務登録番号</td><td>■ア－７
□イ－</td></tr>
<tr><td colspan="2">利用目的</td><td colspan="4">国民健康保険保健事業及び地域支援事業との一体的実施により高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施を図る。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">記録項目</td><td>基本的事項</td><td colspan="4">■氏名　■住所　■性別　■生年月日　■年齢　□本籍　□国籍
□婚姻　■電話番号　□個人番号※　□識別番号（個人番号※を除く。）　□続柄　□家族状況
■その他（被保険者番号）</td></tr>
<tr><td>経歴、成績等</td><td colspan="4">□学歴　□成績　□職業　□職位　□資格　□賞罰
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>心身</td><td colspan="4">■身体の状況　■障害の状況　■傷病歴　□検診記録
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>財産的状況等</td><td colspan="4">□所得・収入　□課税・納税状況　□資産状況　□公的扶助
□口座番号　□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="4">□親族　□社会的活動　□趣味・し好
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">記録範囲</td><td colspan="4">事業対象者</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">記録情報の収集方法</td><td colspan="4">■本人から　　■本人以外から</td></tr>
<tr><td>本人以外から収集する根拠</td><td colspan="3">□法令等　■本人同意　□緊急性
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>収集先</td><td colspan="3">□住民基本台帳　□本広域連合の機関
■国・都道府県・他の市区町村
□他の公共団体・公共的団体　□民間企業・民間団体
□調査　□刊行物等
■その他（レセプトデータ、ＫＤＢシステム）</td></tr>
</table>

（裏）

要配慮個人情報	■含む □含まない	□人種　□信条　□社会的身分　□病歴 □犯罪の経歴　□犯罪により害を被った事実 ■心身の機能の障害　■健康診断等の結果 ■医師等による指導又は診療若しくは調剤 □刑事事件に関する手続 □少年の保護事件に関する手続
記録情報の経常的提供先	県内１７市町	
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）香川県後期高齢者医療広域連合 （所在地）〒７６０－００６６ 高松市福岡町二丁目３番２号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	（特別の手続が定められている場合） ①該当する記録項目に付した番号 ②当該法令の条項（法令番号を含む。）	
個人情報ファイルの種別	■電算処理ファイル（条例第２条第１項第１号） 上記ファイルと同内容の手作業ファイル □有　■無 □手作業処理ファイル（条例第２条第１項第２号）	
備考		

※　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第８項に規定する個人番号をいう。

様式第５号（第５条関係）　　（表）

個人情報ファイル簿・条例個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td colspan="6">■個人情報ファイル簿（単票）個人情報の本人の数が 1,000 人以上・・・・・ア
□条例個人情報ファイル簿（単票）個人情報の本人の数が 1,000 人未満・・・イ</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報ファイルの名称</td><td colspan="4">医療費分析業務に関する事務</td></tr>
<tr><td colspan="2">区分及び年月日</td><td colspan="2">■作成
□変更</td><td colspan="2">令和　５年　４月　１日</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施機関</td><td colspan="4">香川県後期高齢者医療広域連合事務局</td></tr>
<tr><td colspan="2">主管課の名称</td><td colspan="2">事業課　保健事業グループ</td><td>事務登録番号</td><td>■ア－８
□イ－</td></tr>
<tr><td colspan="2">利用目的</td><td colspan="4">健診結果やレセプト情報等から医療に関する状況の把握を行う。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">記録項目</td><td>基本的事項</td><td colspan="4">■氏名　■住所　■性別　■生年月日　■年齢　□本籍　□国籍
□婚姻　□電話番号　□個人番号※　□識別番号（個人番号※を除く。）　□続柄　□家族状況
■その他（被保険者番号）</td></tr>
<tr><td>経歴、成績等</td><td colspan="4">□学歴　□成績　□職業　□職位　□資格　□賞罰
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>心身</td><td colspan="4">■身体の状況　■障害の状況　■傷病歴　□ 検診記録
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>財産的状況等</td><td colspan="4">□所得・収入　□課税・納税状況　□資産状況　□公的扶助
□口座番号　□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="4">□親族　□社会的活動　□趣味・し好
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">記録範囲</td><td colspan="4">被保険者</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">記録情報の収集方法</td><td colspan="4">□本人から　　■本人以外から</td></tr>
<tr><td>本人以外から収集する根拠</td><td colspan="3">□法令等　□本人同意　□緊急性
■その他（電子計算処理組織による収集　）</td></tr>
<tr><td>収集先</td><td colspan="3">□住民基本台帳　□本広域連合の機関
□国・都道府県・他の市区町村
□他の公共団体・公共的団体　□民間企業・民間団体
□調査　□刊行物等
■その他（被保険者マスタ情報、レセプトデータ、ＫＤＢシステム）</td></tr>
</table>

（裏）

要配慮個人情報	■含む □含まない	□人種　□信条　□社会的身分　□病歴 □犯罪の経歴　□犯罪により害を被った事実 ■心身の機能の障害　■健康診断等の結果 ■医師等による指導又は診療若しくは調剤 □刑事事件に関する手続 □少年の保護事件に関する手続
記録情報の経常的提供先	委託業者	
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）香川県後期高齢者医療広域連合 （所在地）〒７６０－００６６ 高松市福岡町二丁目３番２号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	（特別の手続が定められている場合） ①該当する記録項目に付した番号 ②当該法令の条項（法令番号を含む。）	
個人情報ファイルの種別	■電算処理ファイル（条例第２条第１項第１号） 上記ファイルと同内容の手作業ファイル □有　■無 □手作業処理ファイル（条例第２条第１項第２号）	
備考		

※　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第８項に規定する個人番号をいう。